

開催趣旨及び審議の進め方について

平成28年6月10日
経済産業省産業技術環境局計量行政室

1. 計量行政審議会の開催の経緯

計量制度は、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保するという安全・安心の基盤として機能しており、昭和26年の計量法制定、平成5年の改正計量法の施行など、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷してきている。

こうした中、技術の進展やユーザーニーズの多様化等、計量行政をとりまく状況が変化してきており、計量の実務が官から民へ段階的に移りながら計量制度が変遷していることを踏まえ、こうした変化に的確に対応した計量法の執行が求められている。

先般、林経済産業大臣から内山田計量行政審議会会長に対して、今後の計量法の施行の在り方について諮問が行われた。これを受けて、5月20日に第1回計量行政審議会が開催され、審議会委員から御意見・御要望をいただいたところ。

2. 基本部会における検討の進め方

第1回計量行政審議会において、計量行政従事者や計量関係者も交えてより技術的かつ専門的な審議を行う必要があるため、基本部会に審議を付託した。

このため、基本部会においては、計量行政審議会でなされた議論を踏まえ、資料2の3つの視点に沿って、更に詳細な審議を進めることとしたい。

今後、基本部会において答申（とりまとめ）案を作成し、その後、計量行政審議会において当該答申案を審議・議決し、答申とすることとする。

<参考：計量行政審議会運営規程>

（部会の設置）

第7条

審議会に基本部会、計量標準部会及び計量士部会を置く。

2 基本部会は、計量単位、計量器の検定及び商品量目の適正化等計量に関する基本的事項について調査審議する（次二項¹に掲げるものを除く。）。

¹ 計量器の校正等計量標準に関する事項及び計量士の資格に関する事項

3. 審議の主なスケジュール（案）

- 基本部会：6月10日から7月下旬までに3回程度開催し、答申案を作成する。
- 計量行政審議会：本年8月上旬を目途に開催し、答申案について審議し、議決する。
- パブリックコメント：パブリックコメントを経た後、答申とする。
- なお、計量行政室では、計量行政審議会の答申に基づき、平成29年4月の公布を目途に所要の政省令等の措置の検討を行う。

平成 28年	2-3月	「計量制度に関する課題検討会」（3回開催）				
	4-8月	計量行政審議会の諮問・審議（審議会2回、基本部会3回程度開催）				
		5月20日 （金）	6月10日 （金）	7月6日 （水）	7月下旬	8月上旬
		審議会① 見直しの 全体説明	基本部会① （見直しの 説明・審議）	基本部会② （見直しの 審議）	基本部会③ （審議・ 答申案了承）	審議会② 答申案審議 （審議会了承）
	8月-	答申案のパブリックコメント→答申				
平成 29年	4月	公布（具体的な施行時期は内容ごとに精査）				

4. 会議及びその結果等の取扱い

本審議会は、計量行政審議会運営規程第4条に基づき、原則として会議又は議事録を公開する（経済産業省ホームページにて公開）。

また、審議の結果については答申（とりまとめ）として公表する。

<参考：計量行政審議会運営規程>
(審議会の公開)

第4条

審議会は、原則として、会議又は議事録を公開することとする。ただし、特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。